

三鷹市学校等における子どもたちの安全確保に関するガイドライン

第1 通則

1 目的

このガイドラインは、三鷹市生活安全条例（平成14年三鷹市条例第29号）第3条第2項の規定に基づき定めるガイドラインのうち、小学校、中学校及び幼稚園の幼児・児童・生徒等に対して教育を行うもの並びに保育園、学童保育所、児童館その他の児童福祉施設及びこれに類する施設（以下「学校等」という。）について、保護者等の学校等関係者、市等の関係行政機関、地域住民、ボランティア、NPO等すべての関係者（以下「すべての関係者」という。）が協働して講ずべき必要な方策等を定めることにより、学校等における幼児・児童・生徒等（以下「子どもたち」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 子どもたちの安全確保

このガイドラインは、学校等の管理者のほか、すべての関係者に対して子どもたちの安全を確保するための具体的方策等を示すものである。

(2) 管理体制の整備

このガイドラインは、関係法令等を踏まえ、管理体制の整備状況等、学校等の実情に応じて運用するものとする。

(3) 防犯カメラの設置及び運用

このガイドラインにおける防犯カメラの運用にあたっては、三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を遵守するものとする。

(4) ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、学校等の施設内の安全確保や子どもたちへの危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の立ち入りを禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来校者用の入口及び受付の明示
- (5) 来校者に対する名簿の記入及び来校証の使用の要請
- (6) 来校者への声掛けの励行
- (7) 不審者の侵入を防ぐため防犯カメラ等の防犯設備の設置
- (8) 不審者の侵入防止及び死角の解消等を目的とした教室、職員室等の配置の検討

2 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の子どもたちに対する危害を防止するため、次のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 校門、囲障、外灯、校舎の窓、校舎の出入口等の施錠設備
- (2) 死角の原因となる障害物
- (3) 警報装置、通報装置、「学校 110 番」等の非常通報装置、校内緊急通報システム等の防犯設備

3 安全確保についての体制の整備

教職員等による体制の整備のほか、すべての関係者が連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の安全確保に必要な人員の配置
- (2) 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (3) 教職員等及び子どもたちへの防犯ブザーの貸与
- (4) 学校等の敷地内巡回及び外周における安全安心・市民協働パトロール（注1）の巡回

4 子どもたちに対する安全教育の充実

子どもたちが日常生活全般における安全確保に向け、犯罪に遭わないための必要な知識や犯罪から自らの身を守るための実践練習を通して、様々な危険を予測し回避できる能力を育成するため、セーフティー教室（注2）の実施、地域安全マップの活用や学校行事等の機会を活用した次のような取組みを通じて計画的に学習できるよう、安全教育の充実に努める。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための避難訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子どもひなんじょ」等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 地域社会の安全について、子どもたちが主体となって学ぶ教育の実施

5 保護者、地域及び関係団体（PTA、町会・自治会、青少年対策地区委員会等）との連携

保護者地域及び関係団体と連携し、子どもの安全につながる次のような施策に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
 - ア 保護者、ボランティア等による登下校時のパトロール等
 - イ 学校支援ボランティア活動（注3）との連携
 - ウ 不審者を発見した場合の警察及び学校等への通報
- (2) 安全管理に関するパンフレット等の各家庭への配布、地域での掲示等、速やかな周知体制
- (3) 「子どもひなんじょ」の拡大に向けた働きかけ
- (4) C A T V、コミュニティFM、インターネット、安全安心メール等による情報提供
- (5) 通学形態に合わせた安全確保のための学校等と保護者との連携及び協力

6 緊急時に備えた体制整備

学校等の近隣において、子どもたちに危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び

不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて危機管理マニュアルを策定すること。また、すべての関係者が連携し、次のような施策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策を実施すること。

(1) 教職員の指導等の実施

安全管理を徹底するための教職員等に対する指導・研修・訓練の実施

(2) 情報ネットワークの整備

学校等の近隣において子どもたちに危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察への通報及びファックス、安全安心メール等を活用した保護者、市、地域間の情報ネットワークの整備並びに登下校の方法の決定等

(3) 関係機関との協力

学校等の内外における安全確保についての警察署及び消防署等への協力依頼及び安全安心・市民協働パトロールへの連絡

(4) 不審者の侵入等における体制の確立

不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における教職員の連携に基づく校内での監視・侵入阻止・排除体制の確立並びに子どもたちへの注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立

(5) 防犯、応急手当の訓練の実施

警察署及び消防署の協力の下での、教職員、保護者等による防犯、応急手当の訓練等の実施

(注1) 安全安心・市民協働パトロール

市民、事業者、行政等すべての関係者が相互に連携して幅広く地域安全パトロールを実施する体制を構築することにより、犯罪発生を抑止に取り組む活動を総称して「安全安心・市民協働パトロール」と呼ぶ。

(注2) セーフティー教室

小・中学校の児童・生徒を対象に平成16年度から学校単位で順次実施。警察官等が児童・生徒に日常生活全般における安全確保に向け、犯罪に遭わないための必要な知識や犯罪から自らの身を守るための実践練習を通じて様々な危険を予測し回避できる能力の育成を図っている。セーフティー教室には、保護者、地域住民も参加する。

(注3) 学校支援ボランティア活動

学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。(文部省「教育改革プログラム」平成9年1月)